**注記（一般会計・都市整備部財務諸表）**

**１．偶発債務**

（１）債務保証または損失補償に係る債務負担行為のうち、履行すべき額が未確定なもの

主なもの

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事項 | 期間 | 支出予定額 |
| 令和元年度大阪府土地開発公社公共用地取得事業資金借入金に対する債務保証【一般会計・都市整備部・用地事業】 | 令和元年度～令和５年度 | ８９億４０百万円 |
| 平成元年度から平成13年度の大阪府土地開発公社公共用地取得事業資金借入金に対する債務保証【一般会計・都市整備部・用地事業】 | 令和元年度～令和４年度 | ２３億１６百万円 |

**２．追加情報**

（１）固定資産の減損の状況

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 種類 | 件数 | 減損損失額 |
|  |  |  | 百万円 |
| 行政財産 | 土地 | ２ | ０ |  |

（２）その他財務諸表の内容を理解するために必要と認められる事項

①都市整備部の概要

道路、港湾などの交通体系の整備や、河川、ダム、下水道、公園などの都市基盤の整備などの事業を行っています。

②当該事業に関し説明すべき固有の事項

　　　　〇河川砂防事業

* 未収金として計上しているものの内、1,387百万円については、平成２６年２月に豊能町木代地区で大阪府砂防指定地管理条例に違反して行われていた盛土行為地に

おいて、大規模な土砂崩落が発生し、府道余野茨木線が通行止め等になったことから、本府が行為者に代わり復旧工事等を行い、その費用を当該行為者に請求して

いるものです。

○道路事業

・　大阪府道路公社の西日本高速道路株式会社への路線移管に関連し、同公社に対する出資金の額（91,115百万円）を、南阪奈有料道路移管時（平成30年４月1日）に21,520百万円減額し、69,595百万円としました。また、第二阪奈有料道路移管時（平成31年4月1日）に19,578百万円減額して、50,017百万円としました。

・　未収金として計上しているものの内、6,189百万円は、都市計画道路大和川線「常磐東開削トンネル工事」の損害額について、建設コンサルタント会社を被告として

起している民事訴訟の損害賠償請求金額です。